

信託銀行における議決権保有規制について

- ◆ 独占禁止法第11条に定める信託勘定に対する議決権保有規制については、以下の理由から、信託銀行が信託勘定を通じて事業会社と結びつくような競争上の問題が生じる恐れはなく、規制対象から除外することを要望するもの。
 - ・ 信託銀行は、独占禁止法によらずとも、そもそも信託業法等に定める受託者としての厳格な義務を負っており、義務違反があれば、業務改善命令等の監督処分の対象となる可能性があるため、保有株式を銀行勘定と信託勘定に分別管理し議決権行使する体制が整備されている。(なお、2014年のスチュワードシップ・コード制定以降、分別管理体制の透明性は一層向上)
 - ・ 銀行勘定(自己勘定)と信託勘定(他人勘定)では、保有目的が異なっている
 - ・ 銀行法では合算管理が求められていない中、独占禁止法のためだけの管理コストが生じている現状は合理性に欠ける

受託者(信託銀行)の主な義務

信託法および信託業法(兼営法)

| | |
|----------|---|
| 1 善管注意義務 | <ul style="list-style-type: none"> 受託者は信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない 受託者は、信託事務を処理するに当たっては、<u>善良な管理者の注意をもって行わなければならぬ</u> |
| 2 忠実義務 | <ul style="list-style-type: none"> 受託者は<u>受益者のため忠実に</u>信託事務の処理その他の行為をしなければならない |
| 3 分別管理義務 | <ul style="list-style-type: none"> 受託者は、信託財産を、固有財産はもとより、他の信託財産との間でも、財産の区分に応じて<u>分別して管理</u>しなければならない |

信託銀行の保有する株式に係る議決権保有規制

| 銀行(自己)勘定 | 信託(他人)勘定 |
|------------------|-------------------------|
| …保有する議決権の割合は5%以下 | 受託者に議決権行使権限あり 例:年金信託 |
| 現状 | 規制対象外 |
| 要望 | 規制対象外 |
| 比較 | 規制対象外 |
| 銀行法 規制対象 | 規制対象外 |

※ 銀信合算で5%超過保有することとなった日から1年を超えるときは認可申請

議決権行使体制

- ✓ 信託勘定で保有する株式運用部署内での議決権行使を完結(例:他部門からの情報や影響力行使を遮断、人事異動制限、モニタリング)
- ✓ 受託者責任の観点から専ら受益者のために投資収益の増大を図ることを目的として議決権行使。なお、スチュワードシップ・コードを踏まえ、適切かつ透明性の高い議決権行使運営を行うため、議決権行使基準を制定・公表。形式的判断だけでなく、企業との対話や状況を踏まえて行使し、その結果を公表